

## 魚津市おうちで育児応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、保育所等に預けず、在宅で育児を行う者の経済的負担の軽減を図るための魚津市おうちで育児応援金（以下「応援金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象児童 児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に規定する児童をいう。）のうち、満1歳から、満3歳に達するまでの者
- (2) 保護者 児童福祉法第6条に規定する者
- (3) 保育所等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業を行う施設又はその他の保育・教育・発達支援を行うことを目的とする施設と市長が認める施設
- (4) 育児休業給付金 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条の7第1項に規定する給付金
- (5) 育児休業手当金 各種共済組合から給付される育児のために勤務を休む期間中の所得を補償するための手当金

(支給要件)

第3条 応援金は、次の各号に掲げる要件を全て満たす対象児童の保護者（以下「支給対象者」という。）に支給する。

- (1) 対象児童が保育所等を利用していないこと。
  - (2) 対象児童及びその保護者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
  - (3) 育児休業給付金又は育児休業手当金を受給していないこと。
  - (4) 対象児童及びその保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。
  - (5) 同一世帯において規則附則第2項に規定する市税等を滞納していないこと。
- 2 やむを得ない理由により、前項の要件を満たさない者（本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）であっても、市長が特に必要と認めた場合は、支給対象者とすることができる。

(応援金の額)

第4条 応援金の額は、対象児童1人につき、月額2万円とする。

( 応援金の支給申請 )

第 5 条 応援金の支給を受けようとするときは、支給対象者は、魚津市おうちで育児応援金支給申請書 ( 様式第 1 号。以下「申請書」という。 ) を市長に提出しなければならない。

2 支給対象者は、前項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかに、魚津市おうちで育児応援金変更支給申請書 ( 様式第 2 号。以下「変更申請書」という。 ) を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

( 1 ) 対象児童が満 3 歳に達したことにより、応援金の額が減額することとなるとき。

( 2 ) 対象児童が死亡又は転出したことにより、応援金の額が減額することとなるとき。

( 応援金の支給決定等 )

第 6 条 市長は、申請書又は変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、応援金の支給決定を行い、魚津市おうちで育児応援金 ( 変更 ) 支給 ( 不支給 ) 決定通知書 ( 様式第 3 号 ) により申請者に通知するものとする。ただし、変更申請書の変更内容が応援金の振込口座の変更の場合又は応援金を支給すべき事由の消滅の場合は、申請者への通知を省略することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書及び変更申請書の内容を審査するために必要があるときは、申請者、対象児童及びその世帯員に関する支給要件等について調査し、又は申請者に必要な書面等の提出 ( 以下「調査等」という。 ) を求めることができる。

3 市長は、申請者が前項の規定による調査等を正当な理由なく拒んだことにより、支給要件の審査が困難なときは、応援金の支給決定及び変更支給決定を行わないものとする。

( 応援金の支給取消し等 )

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定により応援金の支給対象となった支給対象者が第 3 条に規定する支給要件を満たさなくなったときは、その月分以降の応援金の支給決定を取り消すものとする。

2 前条第 3 項の規定は、応援金の支給期間中においても準用するものとする。

( 応援金の支給及び支給方法 )

第 8 条 応援金は、申請書を提出した日の属する月又は応援金を支給すべき事由が発生した日の属する月のいずれか遅い月の翌月から開始し、応援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終了するものとする。

2 応援金は、毎年 10 月及び 4 月 ( 以下「定時支払期」という。 ) にそれぞれ

れの前月までの分を支給する。

- 3 前条第1項の規定により支給すべき事由が消滅した場合には、定時支払期にかかわらず支給することができる。

(応援金の返還)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により応援金を受給した者があるときは、応援金の支給決定を取り消し、既に支給した応援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年9月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示による制定後の魚津市おうちで育児応援事業実施要綱第5条及び第6条の規定による支給申請及び支給決定等に関し必要な行為は、この告示の施行前においても行うことができる。